

平成26年度事業報告の附属明細書

平成26年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条3項に規定する附属明細書「事業報告に内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

公益財団法人 長門市文化振興財団